

# 保育園保育料・幼稚園授業料の改正（案）

子育て健康部子ども課

## 1 保育園保育料

### (1) 概要

「子ども・子育て支援法(27年4月1日施行予定)」の成立に伴い、市が国に準拠して定めることとなる。今回、国が定める保育料の水準には変更が無いため、本市においても改正後の保育料が改正前と同水準となるように設定する。

### (2) 改正の内容

ア 保護者の就労等の時間により、「保育標準時間（11時間）」と「保育短時間（8時間）」の2つの区分の保育料を設定する。(⇒※1)

年齢区分は現行どおり。保育標準時間内でのコース選択も可能。

イ 「保育短時間（8時間）」の保育料は現行の保育料（8時間）と同水準とし、「保育標準時間（11時間）」の保育料は「保育短時間（8時間）」の保育料に3時間分の利用料（2,500円）を加えた額とする。

ウ 保育料の算定に当たっては所得税額による階層区分から市民税額による階層区分に変更となり、税額計算の仕組みも変更となる。この変更により保育料の増額・減額が生じる場合がある。

エ 保育料算定の仕組みの変更に伴い、保育料が上がる保護者への激変緩和策として、次のとおり経過措置を実施する。

⇒在園児の保護者を対象に、27年4月から8月までの間について、保育料算定の仕組みが変わることで保育料が増額となる場合は5か月間は従前の保育料とする。

## 2 公立幼稚園授業料

### (1) 概要

新制度では、公立幼稚園授業料の基準は示されないため、保育園と同様に、改正前と同水準となるように設定する。

### (2) 改正の内容

公立幼稚園授業料の上限は据え置きし、現行の減免制度を適用した場合と同じ水準の授業料となるように、保育料と同様、市民税額による階層ごとの授業料を設定する。また、保育料と同様の経過措置を実施する。

### ※1 保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の認定について

保護者の就労時間が月120時間以上の場合には保育標準時間(11時間)の認定が受けられません。また、120時間未満の場合には保育短時間(8時間)の認定が受けられます。ただし、『就労の下限時間』以上の就労が必要とされ、月48時間から64時間の範囲内で市町村が定めることとなっています。なお、特例で27年4月1日から10年間は市町村による裁量が認められていますので、本市では当分の間、現行どおり3歳以上児は60時間、3歳未満児は100時間とし、その後状況に応じて変更していきます。

単位:円

国基準現行保育料

階層区分8階層	保育料基準額	
	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯	0	0
市民税非課税世帯	9,000	6,000
母子世帯等	0	0
市民税課税世帯	19,500	16,500
母子世帯等	18,500	15,500
<b>所得税額</b>		
1～39,999	30,000	27,000
40,000～102,999	44,500	41,500
103,000～412,999	61,000	58,000
413,000～733,999	80,000	77,000
734,000～	104,000	101,000

国基準新保育料(案)

階層区分8階層	3号	2号	3号	2号
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
保育短時間		保育標準時間		
生活保護世帯	0	0	0	0
市民税非課税世帯	9,000	6,000	9,000	6,000
母子世帯等	0	0	0	0
<b>市民税額</b>				
～48,599	19,300	16,300	19,500	16,500
母子世帯等	18,300	15,300	18,500	15,500
48,600～96,999	29,600	26,600	30,000	27,000
97,000～168,999	43,900	40,900	44,500	41,500
169,000～300,999	60,100	57,100	61,000	58,000
301,000～396,999	78,800	75,800	80,000	77,000
397,000～	102,400	99,400	104,000	101,000

安城市現行保育料

階層区分11階層	保育料基準額		
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
生活保護世帯	0	0	0
市民税非課税世帯	1,600	1,400	1,400
母子世帯等	0	0	0
市民税課税世帯	8,500	6,300	6,300
母子世帯等	7,500	5,300	5,300
<b>所得税額</b>			
1～9,999	11,500	9,900	9,900
10,000～18,999	13,800	11,600	11,600
19,000～49,999	21,000	18,400	17,000
50,000～74,999	28,400	21,600	18,500
75,000～102,999	37,400	22,100	18,800
103,000～152,999	44,600	22,500	19,000
153,000～539,999	46,500	22,900	19,400
540,000～	48,000	24,400	20,900

安城市新保育料(案)

階層区分11階層	3号	2号		3号	2号	
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
保育短時間			保育標準時間			
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	1,600	1,400	1,400	1,600	1,400	1,400
母子世帯等	0	0	0	0	0	0
<b>市民税額</b>						
～48,599	8,500	6,300	6,300	11,000	8,800	8,800
母子世帯等	7,500	5,300	5,300	10,000	7,800	7,800
48,600～60,999	11,500	9,900	9,900	14,000	12,400	12,400
61,000～71,999	13,800	11,600	11,600	16,300	14,100	14,100
72,000～108,999	21,000	18,400	17,000	23,500	20,900	19,500
109,000～140,999	28,400	21,600	18,500	30,900	24,100	21,000
141,000～168,999	37,400	22,100	18,800	39,900	24,600	21,300
169,000～200,999	44,600	22,500	19,000	47,100	25,000	21,500
201,000～340,999	46,500	22,900	19,400	49,000	25,400	21,900
341,000～	48,000	24,400	20,900	50,500	26,900	23,400

安城市現行公立幼稚園授業料

階層区分6階層	
生活保護世帯	0
市民税非課税世帯	0
市民税所得割非課税世帯	4,450
市民税所得割額	
1～5,000	5,925
5,001～10,000	7,400
10,001～	8,900

安城市公立幼稚園新授業料(案)

階層区分6階層	
生活保護世帯	0
市民税非課税世帯	0
市民税所得割非課税世帯	4,450
市民税所得割額	
1～47,600	5,925
47,601～52,600	7,400
52,601～	8,900